

○新発田市自立支援協議会設置要綱

平成18年10月13日

告示第187号

改正 平成25年3月8日告示第79号

令和4年2月22日告示第43号

令和4年8月10日告示第186号

新発田市自立支援協議会設置要綱を次のように定め、平成18年10月1日から実施した。

(設置)

第1条 新発田市における障害者及び障害児（以下「障害者等」という。）が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができる地域社会の実現に向け、相談支援事業をはじめとする地域の障害福祉に関するシステムづくりに関し、中核的な役割を果たす協議機関として、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第89条の3第1項の規定に基づき、新発田市自立支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(平成25告示79・令和4告示43・一部改正)

(協議事項)

第2条 協議会は、次の事項について協議、調整等を行う。

- (1) 基幹相談支援センターの事業実績の検証等に関する事。
- (2) 委託相談支援事業者の運営評価等に関する事。
- (3) 困難事例への対応のあり方に関する事。
- (4) 地域の関係機関によるネットワーク構築等に関する事。
- (5) 地域の社会資源の開発及び改善に関する事。
- (6) 基幹相談支援センター等機能強化事業及び都道府県相談支援体制整備事業の活用に関する事。
- (7) 新発田市障がい者計画、新発田市障がい福祉計画及び新発田市障がい児福祉計画に関する事。
- (8) 地域生活支援拠点等の整備に関する事。
- (9) 分野別の部会の設置及び運営に関する事。
- (10) その他地域の障害福祉に関して必要な事項

(令和4告示43・令和4告示186・一部改正)

(構成)

第3条 協議会は、委員20名以内で構成する。

2 委員は、次に掲げるもののうちから市長が委嘱する。

- (1) 相談支援事業者
- (2) 障害福祉サービス事業者
- (3) 保健・医療関係者
- (4) 教育・雇用関係機関の推薦する者
- (5) 障害者関係団体の推薦する者
- (6) 障害者及びその家族
- (7) 学識経験者
- (8) 新潟県地域振興局健康福祉部の職員

(平成25告示79・一部改正)

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 会長は、議長として協議会の議事を運営する。
- 4 副会長は、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開催できない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会長は、必要に応じて、委員以外の者に会議への出席を求め、意見を聴くことができる。
- 5 委員は、会議で知り得た個人情報等を他に漏らしてはならない。

(事務局)

第7条 協議会の庶務は、社会福祉課において処理する。

(平成25告示79・一部改正)

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に

諮ってこれを定める。

附 則

実施日以後、最初に委嘱される新発田市自立支援協議会の委員の任期は、第4条の規定にかかわらず、平成19年3月31日までとする。

前 文（平成25年告示第79号）抄
平成25年4月1日から実施する。

前 文（令和4年告示第43号）抄
令和3年4月1日から実施した。

前 文（令和4年告示第186号）抄
令和4年4月1日から実施した。